

千葉県映画・テレビ等撮影支援事業 募集案内

千葉県の様々な魅力を広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致を図ることを目的に、映画等の撮影を行う制作会社等に対して、ロケーション費用に対する助成を行います。

1 対象となる映画等

以下のすべての条件に該当するもの。

(1) 千葉県内で宿泊を伴った撮影が行われるもの。

映画：3以上の都道府県、かつ30以上の映画館で公開されるものが対象。

テレビ番組：3以上の都道府県で放送されるものが対象。

※CM、スポーツ番組、アニメーション、プロモーションビデオ、

CS放送などの有料放送、インターネット配信は該当しません。

(2) 千葉県の様々な魅力を広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致に資するものと認められるものであること。

千葉県を舞台にした作品、地名やナレーション等が入り作品の観客や視聴者などが千葉県の具体的な場所を認識できる作品、かつ千葉県の魅力を伝え観光客の誘致に繋がる内容であることが必要です。

(3) 申請した年度内に映画等の公開、又は放送を行い、成果品等を提出すること。

※大規模撮影に係る作品については協議可。

(4) 政治的又は宗教的意図を有していないこと。

(5) 公序良俗に反するなど反社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと。

(6) 補助金の交付を前提としたものでないこと。

(7) 補助金の交付対象となる経費が、他の補助金の交付対象でないこと。

2 対象となる経費

前提①：千葉県内で行われる撮影に要する経費であること。

前提②：支払いを証明する領収書・受領書等の写しを提出できること。

(1) 宿泊費 千葉県内で宿泊する撮影スタッフや出演者の宿泊代。

1人当たり1泊2万円を上限。

アルコール代を除く（素泊まり、1泊2食付等は問わない）

(2) 交通費 制作会社の本拠事務所のある都道府県から県内撮影場所までの往復交通費。

1人当たり6万円を上限。（1作品1人1回限り）

(3) 車両・機材等借上料 千葉県内で借りるレンタカーや県内移動のために利用した

タクシー代、県内ロケで使用する機材レンタル料。

(4) 燃料費 千葉県内で給油したガソリン代。

(5) 施設使用料 ロケで利用した千葉県内の施設の使用料。

- (6) 設営・撤去費 千葉県の業者に依頼したロケ設営や撤去に要した費用。
- (7) 現地人件費 千葉県の業者が募集したエキストラ及び警備員に係る費用。
- (8) 食糧費 千葉県の業者に手配した、県内の撮影場所で必要な弁当代等。

3 補助金の額

- (1) 補助の割合 経費の2分の1以内。ただし1千円未満は切り捨てとします。
- (2) 補助金の額の上限
 - ア. 大規模な撮影に係る作品
(県内撮影期間が概ね20日以上又は県内での宿泊延べ日数が概ね100泊以上の作品)
1作品当たり10,000千円
 - イ. その他の作品
1作品当たり500千円

4 申請できる団体

映画等の製作を主たる目的とし、映画等の製作について相当の実績がある団体であり、かつ、定款やこれに類する規約等を有する団体で、下記事項が全て定められていること。

- (1) 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
- (2) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (3) 団体活動の本拠として事務所を有すること。

※暴力団排除条項について

暴力団に該当しないことを自ら誓約し、仮に当該事実が判明した場合には、補助金交付決定が取り消されることについて異議のない旨の誓約書の提出が必要です。

※詳しくは、受付窓口にお問い合わせください。

5 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請書類の作成
審査資料となりますので、提出後変更することのないよう、その内容については十分検討の上、作成してください。制作された作品が、審査を受けた内容および収支予算と著しく異なる場合は、補助金を交付しないことがあります。
- (2) 関係書類の保存
補助対象者は、補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければなりません。

6 申請の流れ

- ①製作会社は、「ちば国際コンベンションビューロー（以下「CCB-IC」という。）」に申請書類を揃えて提出します。
- ②CCB-IC 及び千葉県は申請内容を審査し、交付決定の可否を製作会社に通知します。
※大規模な撮影に係る作品については審査会において審査します。
- ③製作会社が撮影を開始します。
- ④映画の公開開始後又はテレビ放送完了後、製作会社は完了報告書類をCCB-ICへ提出します。
- ⑤CCB-IC 及び千葉県は報告内容を確認し、確定した補助金額を製作会社に通知します。
- ⑥製作会社が請求書をCCB-ICへ提出します。
- ⑦CCB-IC 及び千葉県は請求内容を確認し、千葉県から補助金が支払われます。

補助金交付の受付窓口・問合せ先

公益財団法人 ちば国際コンベンションビューロー（CCB-IC）
千葉県フィルムコミッション
住所：千葉市美浜区中瀬 2-6 WBGマリブイースト 14 階
TEL：043-213-3533

補助制度の問合せ先

千葉県商工労働部観光誘致促進課
住所：千葉市中央区市場町 1-1
TEL：043-223-2412

7 手続きについて

(1) 申請

ア. 申請時期

補助金の申請書の提出期限は、大規模な撮影に係る作品は撮影開始の 30 日前、それ以外は 10 日前です。

イ. 必要書類

申請の際は、以下の書類を正副 2 部ずつ提出してもらいます。

- ① 交付申請書（第 1 号様式）
- ② 事業計画書（第 2 号様式）
- ③ 収支予算書（第 3 号様式）
- ④ 補助対象者概要（第 4 号様式）
- ⑤ 誓約書（第 5 号様式）
- ⑥ 定款又は寄付行為等
- ⑦ 財務諸表等
- ⑧ 作品の企画書
- ⑨ 台本、撮影スケジュール
- ⑩ 設営費を計上する場合の概要及び処理方針に係る資料
- ⑪ 口座振替(送金)依頼書（代表者印を押印）
- ⑫ 預金通帳の写し（名義人がカタカナで印刷されているページを A4 サイズで

コピーしたもの

※やむを得ない事情により補助金の交付決定前に補助事業を開始する場合は、あらかじめ千葉県映画・テレビ等撮影支援事業補助金交付決定前着手届出書（第6号様式）の提出が必要です。

(2) 承認

交付決定を受けた後に、下記ア に該当する変更事項がある場合は、書面により承認の申請が必要です。

ア. 承認が必要な場合

- ① 交付決定額を増額する場合
- ② 交付決定額を 20%を超えて減額する場合
- ③ 補助事業を中止し、又は廃止をする場合
- ④ 補助事業の内容の重要な部分に関する変更をする場合

イ. 必要書類

申請の際は、以下の書類を正副 2 部必要です。

- ① 千葉県映画・テレビ等撮影支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書 ※変更前と変更後の数値を併記し、変更後の数値は括弧書きとすること

(3) 実績報告

事業者は「事業完了」(※) から起算して、30日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、下記ア 必要書類をCCB-ICへ提出してください。

(※)「事業完了」の定義は下記のとおりです。

映画：映画の公開館数が30館を超えたことが確認できた日、又は、
公開開始から30日を経過した日のいずれか早い日

テレビ：放送が完了した日（連続ドラマにおいては、最終回終了日）

ア. 必要書類

- ① 実績報告書（第8号様式）
- ② 事業報告書（第9号様式）
- ③ 収支決算書（第10号様式）
- ④ 支出証拠書類（領収書・受領書等の写し）
- ⑤ 事業の実施結果に係る参考資料（成果品、視聴率等の報告書、撮影写真等）

(4) 請求

補助金の確定通知書を受領したら、CCB-ICへ請求書（第11号様式）を提出してください。

(5) 交付決定の取り消し

知事は交付決定者が要綱第15条各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。